

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	— 円
	ビラの作成	— 円
	計	— 円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

(別紙)

候補者氏名	松井 一實	所属党派	無所属	期間	2月25日から 4月27日まで
出納責任者氏名	大場 史郎			第1回分	
収入		支出			
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,512,020	円
自由民主党本部	政党	2,000,000 円	家屋費	4,479,715	
自由民主党広島県 支部連合会	政党	1,000,000	選挙事務所費	4,167,175	
松井かずみ後援会	政治団体	3,500,000	集会会場費	312,540	
			通信費	56,559	
			交通費	305,140	
			印刷費	2,114,520	
			広告費	1,323,864	
			文具費	31,884	
			食糧費	200,400	
			休泊費	—	
			雑費	670,437	
その他の寄附	85 件	680,000			
その他の収入		2,500,000			
今回計		9,680,000	今回計	10,694,539	
前回計		—	前回計	—	
総計		9,680,000	総計	10,694,539	

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,180,000 円
	ビラの作成	455,000 円
	計	1,635,000 円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

(別紙)

候補者氏名	松井 一實	所属党派	無所属	期間	4月28日から 5月25日まで
出納責任者氏名	大場 史郎			第2回分	
収入		支出			
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	—	円
		— 円	家屋費	—	
			選挙事務所費	—	
			集会会場費	—	
			通信費	20,094	
			交通費	—	
			印刷費	—	
			広告費	—	
			文具費	—	
			食糧費	—	
			休泊費	—	
			雑費	—	
その他の寄附	— 件	—			
その他の収入		—			

今回計	—	今回計	20,094
前回計	9,680,000	前回計	10,694,539
総計	9,680,000	総計	10,714,633
支出のうち公費負担相当額	項	目	金額
		ポスターの作成	1,180,000 円
		ビラの作成	455,000 円
		計	1,635,000 円

報告書受理年月日	平成27年5月27日	第2回報告分
----------	------------	--------

### 教委告示

#### 広島市教育委員会告示第10号

平成27年6月4日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
委員長 井内 康輝

- 1 日時 平成27年6月10日（水） 午前9時30分～
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

【公開議題】

- (1) 広島市立学校児童生徒数等（平成27年5月1日現在）について（報告）
- (2) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）
- (3) 平成28年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について（議案）
- (4) 平成28年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案）

【非公開予定議題】

- (5) 事務局職員の人事について（議案）

### 監査公表

#### 広島市監査公表第13号

平成27年6月8日

広島市監査委員 佐伯 克彦  
同 井上 周子  
同 竹田 康律  
同 星谷 鉄正

#### 定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象

企画総務局 総務課  
区役所（中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯）  
市民部 区政調整課  
連絡所（3か所）  
地域起こし推進課  
市民課  
市役所サービス・コーナー  
旅券センター  
出張所（12か所）  
連絡所（3か所）

- 2 監査の範囲  
平成26年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。
- 3 監査の期間  
平成26年11月1日から平成27年5月27日まで
- 4 監査の方法  
監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果  
おおむね適正に処理されていた。

6 監査の意見  
（証明等手数料の免除の決定に係る事務について）  
戸籍全部事項証明書等、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書並びに印鑑登録証明書の交付に係る手数料の免除の決定に当たり、個別に決裁を得ずに事後にまとめて決済処理している事例が見受けられた。

については、証明等手数料の免除の決定に係る事務が適正かつ円滑に行われるよう、決裁書類の様式化を図るなど事務処理の見直しを検討されたい。

広島市監査公表第14号

平成27年6月8日

広島市監査委員 井上 周子  
 同 竹田 康律  
 同 星谷 鉄正

**定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果  
公表**

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

なお、佐伯克彦監査委員は、平成25年3月31日まで、市民局長として在籍していたため、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

記

1 監査の対象

市民局 文化スポーツ部 文化振興課  
 スポーツ振興課  
 区役所 (中, 東, 南, 西, 安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)  
 市民部 区政調整課  
 地域起こし推進課

公益財団法人広島市文化財団  
 公益財団法人広島市スポーツ協会  
 広島高速交通株式会社  
 広島アートウインド運営企業体

2 監査の範囲

平成26年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等

(財政援助団体等にあつては、出納その他の事務に限る。)ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成26年11月10日から平成27年5月27日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が法規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した(財政援助団体等の監査に当たっては、出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。)

5 監査の結果

次に述べる事項を除いておおむね適正に処理されていた。(広島市文化創造センターの目的外使用許可に係る使用料等の債権管理について)

市民局文化スポーツ部文化振興課では、広島市文化創造センターの一部をレストランとして民間事業者にも目的外使用を許可している。

当該使用に係る使用料及び光熱水費等実費等回収金(以下「使用料等」という。)の滞納に関し事務の是正を求めた平成14年9月の監査結果に対し、平成23年3月17日付けで、

債権保全の観点から使用料の納付時期の見直しを行い、なお滞納が発生した場合は、広島市債権管理事務取扱規則に基づき適正に債権管理を行うと通知しているにもかかわらず、督促などの債権管理を適正に行っていなかった。

については、広島市文化創造センターの目的外使用許可に係る使用料等の債権管理を適正に行うための必要な措置を講じられたい。

~~~~~  
**広島市監査公表第15号**

平成27年6月8日

広島市監査委員 佐伯 克彦  
 同 井上 周子  
 同 竹田 康律  
 同 星谷 鉄正

**定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果  
公表**

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

健康福祉局 障害福祉部 障害福祉課  
 障害自立支援課  
 精神保健福祉課  
 身体障害者更生相談所  
 知的障害者更生相談所  
 精神保健福祉センター 相談課  
 デイ・ケア課  
 保健部 食肉衛生検査所  
 動物管理センター  
 衛生研究所 生活科学部  
 生物科学科  
 環境科学部  
 区役所 (中, 東, 南, 西, 安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)  
 厚生部 生活課  
 保健福祉課

社会福祉法人広島市社会福祉事業団  
 社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会

2 監査の範囲

平成26年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等

(財政援助団体等にあつては、出納その他の事務に限る。)ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成26年11月18日から平成27年5月20日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか

か、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した（財政援助団体等の監査に当たっては、出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。）。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第16号

平成27年6月8日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 竹田康律  
同 星谷鉄正

定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

こども未来局  
こども未来調整課  
保育園（23園）  
こども・家庭支援課（障害児支援係に限る。）  
児童相談所 相談課  
判定課

社会福祉法人広島市社会福祉事業団

（注）保育園（23園）のうち1園については直前通知型定期監査を実施した。

2 監査の範囲

平成26年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
（指定管理者にあつては、出納その他の事務に限る。）

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成27年1月19日から同年5月20日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した（指定管理者の監査に当たっては、出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。）。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第17号

平成27年6月8日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 竹田康律  
同 星谷鉄正

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

環境局 施設部 施設課  
玖谷埋立地管理事務所  
工務課  
中工場  
南工場  
安佐南工場  
安佐北工場  
恵下埋立地建設事務所

2 監査の範囲

平成26年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成26年11月1日から平成27年5月20日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第18号

平成27年6月8日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 竹田康律  
同 星谷鉄正

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象  
 経済観光局 雇用推進課  
 公益社団法人広島市シルバー人材センター  
 公益財団法人広島市文化財団
- 2 監査の範囲  
 平成26年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
 (財政援助団体等にあつては、出納その他の事務に限る。)  
 ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。
- 3 監査の期間  
 平成26年11月12日から平成27年5月20日まで
- 4 監査の方法  
 監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した(財政援助団体等の監査に当たっては、出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。)
- 5 監査の結果  
 おおむね適正に処理されていた。

~~~~~

**広島市監査公表第19号**  
 平成27年6月8日

広島市監査委員 佐伯克彦  
 同 井上周子  
 同 竹田康律  
 同 星谷鉄正

- 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表**
- 地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。
- 記
- 1 監査の対象  
 都市整備局 都市整備調整課  
 (旧段原再開発部計画課及び工務課から移管された事務を含む。)  
 青崎地区区画整理事務所  
 みなと振興課  
 佐伯区役所 農林建設部 維持管理課  
 一般財団法人広島市都市整備公社
  - 2 監査の範囲  
 平成26年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
 (財政援助団体等にあつては、出納その他の事務に限る。)  
 ただし、必要に応じて平成25年度の事務も対象とした。

- 3 監査の期間  
 平成26年11月6日から平成27年5月20日まで
  - 4 監査の方法  
 監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した(財政援助団体等の監査に当たっては、出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。)
  - 5 監査の結果  
 おおむね適正に処理されていた。
- ~~~~~
- 広島市監査公表第20号**  
 平成27年6月8日
- 広島市監査委員 佐伯克彦  
 同 井上周子  
 同 竹田康律  
 同 星谷鉄正

- 定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表**
- 地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。
- 記
- 1 監査の対象  
 道路交通局 自転車都市づくり推進課  
 道路管理課  
 区役所 (中, 東, 南, 西)  
 市民部 区政調整課  
 地域起こし推進課  
 建設部 維持管理課  
 (安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)  
 市民部 区政調整課  
 地域起こし推進課  
 農林建設部 維持管理課  
 一般財団法人広島市都市整備公社  
 広島県ビルメンテナンス協同組合  
 アマノマネジメントサービス株式会社  
 株式会社不二ビルサービス  
 三栄産業株式会社  
 公益財団法人広島市みどり生きもの協会
  - 2 監査の範囲  
 平成26年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
 (指定管理者にあつては、出納その他の事務に限る。)  
 ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。
  - 3 監査の期間  
 平成26年11月5日から平成27年5月20日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した（指定管理者の監査に当たっては、出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。）。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第21号

平成27年6月8日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 竹田康律  
同 星谷鉄正

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

消防局 総務課  
職員課  
施設課  
予防部 予防課  
指導課  
消防署 (中, 東, 南, 西, 安佐南,  
安佐北, 安芸, 佐伯)  
警防課  
予防課  
出張所(16か所)

2 監査の範囲

平成26年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
ただし、必要に応じて平成25年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成27年1月13日から同年5月20日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第22号

平成27年6月8日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 竹田康律  
同 星谷鉄正

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

水道局 営業部 営業課  
営業所  
(中央, 安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)

2 監査の範囲

平成26年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
ただし、必要に応じて平成25年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成26年11月1日から平成27年5月20日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第23号

平成27年6月8日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 竹田康律  
同 星谷鉄正

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

都市整備局 青崎地区区画整理事務所  
緑化推進部 公園整備課  
住宅部 住宅整備課  
道路交通局 道路部 街路課  
都市交通部

下水道局 管理部 維持課  
 水資源再生センター（千田、江波、旭町、西部）

施設部 管路課  
 施設課

水道局 技術部 施設課  
 管路設計課  
 管路工事課  
 管理事務所（中部、東部、西部、北部）

査及び実地監査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

特に工事の設計変更及び変更契約が、適正な事務手続により行われているかどうかについて、より詳細に実地監査を行った。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第24号

平成27年6月10日

広島市監査委員 佐伯克彦  
 同 井上周子  
 同 竹田康律  
 同 星谷鉄正

2 監査の範囲

平成26年度に属する契約金額が100万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務

3 監査の期間

平成26年11月11日から平成27年5月20日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、工事の設計、積算、契約、施工等並びに委託業務の内容及び積算等が、関係法令等に基づき適正に行われているかどうか、また、経済的、効率的及び有効的に行われているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類の審

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

広島市水道事業管理者から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

(別紙)

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(水道局)

1 監査意見公表年月日

平成23年2月7日（広島市監査公表第7号）

2 包括外部監査人

赤羽 克秀

3 監査意見に対する対応結果通知年月日

平成27年6月3日（広水財第26号）

4 監査のテーマ

水道事業における事務の執行及び資産の管理について

5 監査の意見及び対応の内容

人件費について 特殊勤務手当について（所管課：水道局人事課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>特殊勤務手当は、平成16年度に総務省から支給実態調査で見直しを指摘され、水道局においては、平成17年度から平成18年度にかけて、それまでの12種類の特殊勤務手当を見直し、作業手当、検針応援手当、年末年始出勤手当及び不規則勤務手当を廃止したことから、現在では8種類の特殊勤務手当が支給されている。特殊勤務手当の支給対象となる職務内容を見ると、全部が全部とは言わないが、そのほとんどが当該部署の通常の業務であって、広島市水道局就業規則等に定められている「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務」の定義に該当しないと思われる。</p> <p>徴収手当、清算手当及び停水手当の支給対象業務である滞納者への直接の請求、清算者との直接の清算業務、停水処分の処理等は、正にそれぞれの部署のあたりまえの通常業務であり、それに対して特殊勤務手当を支給することは、原則として「水道の未納者は、料金等対価を役所へ持参するものである。」といっているようなものである。</p> <p>用地取得等折衝業務手当についても、用地取得等に折衝業務は</p>	<p>特殊勤務手当については、平成17年度に、支給根拠となる業務実態や他の政令指定都市等の支給状況等の調査を実施し、いずれの手当も支給については適正と判断したところであるが、今回の外部監査の意見を踏まえ、改めて以下のとおり対応した。</p> <p>各手当の支給根拠となる業務実態が「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」第8条に規定する「その特殊性を給料で考慮することが適当でない」業務に該当するかについて、再検討を行った。</p> <p>① 徴収手当、清算手当及び停水手当は、水道料金等の徴収に係る業務において、滞納者等からの料金徴収、転居に伴う清算徴収、長期滞納者への停水執行など、現地に赴きお客さまとの折衝等を伴う難易度の高い業務に対して支給する手当である。</p> <p>監査の意見では、現地徴収は通常業務ではないかという主旨であるが、水道料金等は給水契約上原則として自主納付としており、滞納者との現地折衝は、これを履行されず支払いを拒むごく一部の限られた使用者に対する業務である。</p> <p>② 用地取得等折衝業務手当は、施設の建設等に際して土地等の</p>

つきもので、それなくして業務の進行はない。  
 夜間勤務手当については、企業職員の給与の種類及び基準に關する条例第2条第3項に特殊勤務手当とは別に夜間勤務手当があり、重複すると思われる。  
 特別出勤手当及び緊急現場作業手当は、時間外勤務手当、休日勤務手当等で十分に対応される。  
 特殊勤務手当については、国や他都市においても支給実績はあるが、水道局において今後とも支給の適正化に努める必要がある。

権利者と面接し、土地等の取得及びこれに伴う補償の折衝を行う粘り強い交渉のうえで成り立つ難易度の高い業務に対して支給する手当である。

③ 夜間勤務手当、特別出勤手当及び緊急現場作業手当は、24時間、365日、安全でおいしい水の安定供給を担う水道事業の特殊性に基づき、事故・災害対応等の業務に対して支給する手当である。

一方、同条例第2条第3項に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、「労働基準法」第37条に規定する時間外、休日及び深夜の割増賃金であることから、特殊勤務手当とは性質が異なるものである。

また、他の政令指定都市等の支給状況を調査した結果、同様の手当があることから、その特殊性を考慮することが必要であると認識している。

以上のことから、現行の手当の支給については概ね適正であると考えているが、清算手当については、他の政令指定都市等における支給実績が1都市しかないことから廃止することとし、平成27年4月1日からの施行で「広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程」の改正を行った。

~~~~~  
**広島市監査公表第25号**  
 平成27年6月9日  
 広島市監査委員 佐伯克彦  
 同 井上周子  
 同 竹田康律  
 同 星谷鉄正

**「定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表」の誤びゅう訂正について**

平成27年6月8日付け広島市監査公表第16号で公表しました「定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表」につきまして、下記のとおり訂正します。

記

「定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表」中

|     |                                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訂正前 | 1 監査の対象<br>こども未来局<br>こども未来調整課<br>保育園(23園)<br>こども・家庭支援課(障害児支援係に限る。)<br>児童相談所<br>相談課<br>判定課 |
|     | 1 監査の対象<br>こども未来局<br>こども未来調整課<br>保育園(23園)<br>こども・家庭支援課(障害児支援係に限る。)<br>児童相談所<br>相談課<br>支援課 |

広島市監査委員 佐伯克彦  
 同 井上周子  
 同 竹田康律  
 同 星谷鉄正

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏名     | 住所                        |
|--------|---------------------------|
| 山本 哲男  | 兵庫県西宮市仁川町四丁目7番12号         |
| 山邊 彰三  | 愛媛県伊予郡松前町昌農内96番地4         |
| 野呂 貴生  | 兵庫県西宮市青葉台二丁目12番11号        |
| 川西 英之  | 広島県広島市中区鉄砲町9番24-601号      |
| 大出 秀徳  | 兵庫県神戸市須磨区西落合一丁目1番2-216号   |
| 本庄 清春  | 広島県広島市中区大手町三丁目13番29-1002号 |
| 前田 可南子 | 大阪府大阪市北区長柄東一丁目5番21-202号   |
| 藤原 直高  | 奈良県生駒市上町台6番地1             |
| 佐野 嘉宣  | 大阪府大阪市阿倍野区阪南町二丁目18番19号    |
| 上甲 佳苗  | 広島県広島市東区若草町11番2-516号      |
| 河村 徹   | 石川県野々市市押野四丁目80番地          |
| 後藤 洋平  | 大阪府堺市南区宮山台一丁目8番12号        |

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成27年6月10日から平成28年3月31日まで

=====  
**監査告示**  
 =====

**広島市監査告示第1号**  
 平成27年6月10日  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

=====  
**職員共済組合公告**  
 =====

**広職共公告第3号**  
 平成27年6月10日  
 広島市職員共済組合定款第5条及び第36条の規定により、平成26年度決算の要旨を次のとおり公告する。



広島市職員共済組合  
理事長 竹内 功

1 短期経理

貸借対照表の要旨

平成27年3月31日現在

| 借方   | 金額           | 貸方           | 金額        |
|------|--------------|--------------|-----------|
| 流動資産 | 百万円<br>2,873 | 流動負債<br>45   | 百万円<br>45 |
|      |              | 固定負債<br>496  | 496       |
|      |              | 剰余金<br>2,332 | 2,332     |
| 資産合計 | 2,873        | 負債・資本合計      | 2,873     |

損益計算書の要旨

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

| 損失         | 金額           | 利益         | 金額           |
|------------|--------------|------------|--------------|
| 経常費用       | 百万円<br>6,810 | 経常収益       | 百万円<br>7,277 |
| 繰入金        | 11           | 前年度繰越支払準備金 | 496          |
| 次年度繰越支払準備金 | 496          | 特別利益       | 8            |
| 当期利益金      | 499          | 当期損失金      | 35           |
| 合計         | 7,816        | 合計         | 7,816        |

2 長期経理

貸借対照表の要旨

平成27年3月31日現在

| 借方   | 金額           | 貸方      | 金額      |
|------|--------------|---------|---------|
| 流動資産 | 百万円<br>5,308 | 流動負債    | 0       |
| 固定資産 | 109,962      | 剰余金     | 115,270 |
| 資産合計 | 115,270      | 負債・資本合計 | 115,270 |

損益計算書の要旨

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

| 損失           | 金額            | 利益           | 金額            |
|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 経常費用         | 百万円<br>18,518 | 経常収益         | 百万円<br>19,218 |
| 繰入金          | 30            | 前年度繰越長期給付積立金 | 114,600       |
| 次年度繰越長期給付積立金 | 115,270       |              |               |
| 合計           | 113,818       | 合計           | 113,818       |

3 業務経理

貸借対照表の要旨

平成27年3月31日現在

| 借方   | 金額        | 貸方   | 金額        |
|------|-----------|------|-----------|
| 流動資産 | 百万円<br>46 | 流動負債 | 百万円<br>39 |
| 固定資産 | 0         | 固定負債 | 1         |
|      |           | 剰余金  | 6         |

資産合計

46

負債・資本合計

46

損益計算書の要旨

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

| 損失    | 金額         | 利益   | 金額        |
|-------|------------|------|-----------|
| 経常費用  | 百万円<br>127 | 経常収益 | 百万円<br>86 |
| 当期利益金 | 0          | 繰入金  | 41        |
| 合計    | 127        | 合計   | 127       |

4 保健経理

貸借対照表の要旨

平成27年3月31日現在

| 借方   | 金額         | 貸方      | 金額        |
|------|------------|---------|-----------|
| 流動資産 | 百万円<br>605 | 流動負債    | 百万円<br>75 |
| 固定資産 | 3          | 剰余金     | 533       |
| 資産合計 | 608        | 負債・資本合計 | 608       |

損益計算書の要旨

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

| 損失    | 金額         | 利益   | 金額         |
|-------|------------|------|------------|
| 経常費用  | 百万円<br>320 | 経常収益 | 百万円<br>390 |
| 当期利益金 | 70         |      |            |
| 合計    | 390        | 合計   | 390        |

5 貸付経理

貸借対照表の要旨

平成27年3月31日現在

| 借方   | 金額        | 貸方      | 金額       |
|------|-----------|---------|----------|
| 流動資産 | 百万円<br>11 | 流動負債    | 百万円<br>5 |
| 固定資産 | 5,468     | 固定負債    | 3,600    |
|      |           | 剰余金     | 1,874    |
| 資産合計 | 5,479     | 負債・資本合計 | 5,479    |

損益計算書の要旨

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

| 損失    | 金額         | 利益   | 金額         |
|-------|------------|------|------------|
| 経常費用  | 百万円<br>130 | 経常収益 | 百万円<br>155 |
| 当期利益金 | 25         |      |            |
| 合計    | 155        | 合計   | 155        |

6 基礎年金支払経理

貸借対照表の要旨

平成27年3月31日現在

| 借方   | 金額  | 貸方      | 金額  |
|------|-----|---------|-----|
|      | 百万円 |         | 百万円 |
| 流動資産 | 0   | 流動負債    | 0   |
|      |     | 剰余金     | 0   |
| 資産合計 | 0   | 負債・資本合計 | 0   |

## 損益計算書の要旨

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

| 損失   | 金額  | 利益   | 金額  |
|------|-----|------|-----|
|      | 百万円 |      | 百万円 |
| 経常費用 | 380 | 経常収益 | 380 |
| 合計   | 380 | 合計   | 380 |